

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 8 編 第 1 章	第 8 編 第 1 章	 規定の表現を修正した。
54－1	54－1	
58－1－1	58－1－1	
58－1－2	58－1－2	
58 の 2	(新設)	
58 の 3	(新設)	
61－1	61－1	
62	62	
63	63	
(削除)	63 の 2	
66	(新設)	
67	67	
68	68	
69	(新設)	
70	(新設)	
71－2－1	69－1－1	
72－1	71－1－1	
73	72	
74	73	
75	(新設)	
76	(新設)	
77	76	
86 の 6－3	86 の 6－3	「地理的表示に関する表示基準第 2 項に規定する国税庁長官が指定する ぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件」(平成 7 年 6 月 国税庁告示第 6 号) の一部改正に伴い所要の整備を図った。